外国為替に関する省令の一部を改正する省令について

〇行政手続法第３９条第４項各号のいずれかに該当することにより、意見公募手続を実施せずに命令等を定めた理由

「本件は、行政手続法第３９条第４項第８号に該当するため、同法に規定する意見公募手続を実施しておりません。」